

平成25年第17回弘前市教育委員会会議録

日時 平成25年12月 2 日 (月)

午後 1 時

場所 中央公民館岩木館 2 階大研修室

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 臨時代理の報告
 - 報告第34号 臨時代理の報告について (指定管理者の指定について)
 - 報告第35号 臨時代理の報告について
(弘前市立学校使用料徴収条例の一部を改正する条例案)
 - 報告第36号 臨時代理の報告について
(弘前市教育センター条例の一部を改正する条例案)
 - 報告第37号 臨時代理の報告について
(弘前市立公民館条例の一部を改正する条例案)
 - 報告第38号 臨時代理の報告について
(弘前市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例案)
 - 報告第39号 臨時代理の報告について
(弘前市学習情報館条例の一部を改正する条例案)
 - 報告第40号 臨時代理の報告について
(弘前市相馬ふれあい館条例の一部を改正する条例案)
 - 報告第41号 臨時代理の報告について
(弘前市文化財施設条例の一部を改正する条例案)
 - 報告第42号 臨時代理の報告について
(弘前市立博物館条例の一部を改正する条例案)
 - 報告第43号 臨時代理の報告について
(弘前市鳴海要記念陶房館条例の一部を改正する条例案)
- 6 議案の審議
 - 議案第43号 職員の懲戒について
 - 議案第44号 弘前市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則案
 - 議案第45号 弘前市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案
- 7 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

1番 山科 實 委員、2番 土居 真理 委員、4番 前田 幸子 委員、
5番 佐藤 紘昭 委員

◇欠席委員

3番 一戸 由佳 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 野呂 雅仁、教育政策課長 櫻庭 淳、学校教育推進監兼学校教育改革
室長 工藤 雅哉、学校企画課長 北嶋 郁也、学務健康課長 有馬 靖、学校指
導課長 佐藤 忠浩、生涯学習課長 佐藤 賢也、文化財課長 小野 俊彦、弘前
図書館長兼郷土文学館長 桜庭 哲紀、博物館長 土谷 伸夫

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 鳴海 誠、同政策調整担当主幹 高谷 由美子、同主幹兼総務係
長 中田 和人

午後1時 開会

○委員長（山科 實委員） これより、平成25年第17回弘前市教育委員会会議を開会いた
します。ただ今の出席者数は4名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を
開きます。会議録署名者に2番土居真理委員と4番前田幸子委員を指名いたします。
会期は本日1日といたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、報告が10件、議案が3件ですが、議案第43号は職員の人事に関する
事項であることから、本議案の審議については、弘前市教育委員会会議規則第12条第
1項ただし書きの規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思っておりますが、いか
がでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認め、議案第43号は非公開で審議すること
といたします。なお、非公開とした議案及び関係資料は会議終了後に回収しますので、
お持ち帰りしないようお願いします。

議案第43号の審議に入りますが、先ほど決定いたしましたとおり、審議は非公開と

いたしますので、弘前市教育委員会会議傍聴規則第6条の規定により傍聴者の退席をお願いいたします。

(傍聴者及び教育政策課以外の課室かいの長は退席)

・議案第43号について

○委員長(山科 實委員) それでは議案第43号職員の懲戒について審議します。

(非公開で審議—原案どおり可決)

○委員長(山科 實委員) 次に報告第34号の審議に入りますが、準備がありますので暫時休憩します。

(委員長 退出者の入室を確認)

・報告第34号について

○委員長(山科 實委員) 休憩前に引き続き会議を再開します。報告第34号臨時代理の報告、指定管理者の指定について審議します。

○文化財課長(小野俊彦) 報告第34号臨時代理の報告についてご説明します。

弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第2条第8号に掲げる下記の事務を同規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理したので、同条第3項の規定により報告するものであります。

瑞楽園の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6号の規定により、議会の議決を求めることについて、その事務処理に急を要したため、臨時代理したものであります。次ページをお開きください。管理を行わせる施設の名称は瑞楽園です。指定管理者となる団体の名称は有限会社三浦造園です。指定の期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までです。以上です。

○1番(山科 實委員) ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○4番(前田幸子委員) 瑞楽園はずっと手入れを三浦造園さんがやっていますが、指定管理者という立場としては、最初から三浦造園さんだったのでしょうか。それから指定期間の5年間という年数ですが、これに関しては決まっているのでしょうか。又は場所によって年数が違ってくるのか教えてください。

○文化財課長(小野俊彦) 瑞楽園の指定管理については一般の公募をしています。ただし条件がありまして、瑞楽園は国の名所指定になっている庭園ですので、庭園の管理が出来るという事が一つの条件として付されています。応募は三浦造園1者でした。審査をした結果適当と認められるということで、三浦造園に管理を行わせる団体ということに決めました。

○4番(前田幸子委員) 一番初めの指定管理者はどこですか。

○文化財課長(小野俊彦) 最初は一般公募をしています。応募が1者しかなかったということ。もう一つ、指定管理の期間ですが、瑞楽園は5年ということ。一般的には指定管理ですから1年とかではなくて、少し長い期間のスパンで管理者の固定を図っていくということになります。おそらく、雇用の関係を考慮してのことだと

思います。他の所は年数的にもう少し長いところ短いところがあると聞いています。

- 1番(山科 實委員) 前田委員の質問ですが、公募に関して今回は1者ということですね。
- 文化財課長(小野俊彦) 応募したのは1者です。
- 1番(山科 實委員) 前回は、公募を取らなかったということですか。
- 文化財課長(小野俊彦) 指定管理は今回が最初です。前は庭園の管理は委託業務でやっていた。今回は指定管理ということで、庭園の管理と旧対馬家住宅の管理を一緒にということで、それと来園者への庭園及び建物のガイドも併せてお願いするということで指定管理をお願いしています。
- 1番(山科 實委員) そうすれば、委託業務のときと比べて指定管理になった場合に、予算的にはどうなのですか。
- 文化財課長(小野俊彦) ほとんど変わりはありません。増えるのは人件費の部分がやはり上積みになります。ただ指定管理を行う前は、委託業務で警備会社に管理をお願いしていた部分がありますので、その分の人件費がありました。そういう面から見るとほとんど変わらない金額の中で庭の管理と警備、それからガイドまで一緒にお願いをできると考えています。
- 1番(山科 實委員) 公募が1者だったということは、そもそも庭園の管理をする会社が少ないということなのですか。それともいくつかある中で三浦造園さんが実績あるので、他はあまり手を上げないのかその辺の解釈はどうすれば良いのか。
- 文化財課長(小野俊彦) 市の指名通知の登録業者は何者かあります。実際に公募はそれらの業者に声かけています。ただ今回は、三浦造園1者が応募ということになりました。三浦造園は指定管理の以前、今年度は庭園の管理の委託業者です。
- 4番(前田幸子委員) せっかくの瑞樂園なのにあまり知られていないので、三浦造園さんが案内したりするということで楽しみにしていただいて、皆さんに広く知られるようにしていただきたいと思います。
- 文化財課長(小野俊彦) 前田委員から提言があったとおり、PRに努めていきたいと思います。三浦造園も指定管理の応募の計画の中で集客を図るという表現でPRに努めると書いていますので、申し添えておきます。
- 委員長(山科 實委員) 他に質疑等ありませんか。
(「なし」の声あり)
- 委員長(山科 實委員) それでは報告第34号を承認することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 委員長(山科 實委員) ご異議ないものと認めます。よって報告第34号は承認されました。
 - ・報告第35号から第43号の概要について
- 委員長(山科 實委員) 次の報告第35号から43号の臨時代理の報告についての9件は、いずれも消費税率引き上げに伴う使用料・手数料等の改定に関する条例の一部改正であります。そのため、まず消費税率引き上げに係る概要を説明していただき、それか

ら条例案毎に説明をしていただき審査します。

まず、概要について事務局から説明をお願いします。

○教育政策課長（櫻庭 淳） 概要の説明をします。報告第35号から第43号の臨時代理の報告についての9件は、いずれも消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、使用料の額を改定するため、各条例の一部を改正する条例案を市長に送付することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第2条第8号に掲げる業務を同規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理したもので、同条第3項の規定により報告するものであります。

今回、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が閣議決定され、平成26年4月1日からの施行により、消費税率及び地方消費税率が計8%に引き上げられることに伴い、課税対象となっている使用料を改定しようとするものであります。

市の方針としては、一律に転嫁することを基本としており、これは税負担の公平性の観点から使用料等に増税分を転嫁し、特定の行政サービスの受益者である利用者の方々に応分の負担をお願いしようとするものです。

基本的な算定方法としましては、平成元年の消費税創設時、また平成9年の税率引き上げと、地方消費税の導入時の状況を確認し、税抜き単価、すなわち基準となる単価が明らかな場合は、この基準単価に100分の108を乗じ、10円未満の端数を切り捨て処理し、改定後の額としております。

また、基準単価の確認ができない場合は、現行の単価に105分の100を乗じ、円未満を切り上げた額を基準単価とし、これに100分の108を乗じ、10円未満の端数を切り捨て処理し、改定後の額としております。

ただし、例えば、使用料において午前、午後、夜間の3つに料金が分かれているような場合、この全日料金（まる1日料金）については、午前、午後、夜間の料金の合計額としております。以上であります。

・報告第35号について

○委員長（山科 實委員） 続きまして報告第35号臨時代理の報告、弘前市立学校使用料徴収条例の一部を改正する条例案について審査します

○学校企画課長（北嶋郁也） 報告第35号弘前市立学校使用料徴収条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

3枚目の新旧対照表で説明いたします。学校の使用料につきましては、施設すべての使用料が改定の対象となり、右側に記載の現行の使用料を、左側に記載の額に改定しようとするものであります。

なお、改定額の算定方法は、教育政策課長からも説明がありました、税抜きの基準単価に8%を付加し、10円未満を切り捨てた額となっています。説明は以上です。

○委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○4番（前田幸子委員） 金額そのものでなく、ここに書いてある校庭が無料だというのは、例えば長時間にわたってという場合はいただいても良いのではないかと思うので

すが、その点はいかがですか。

○学校企画課長（北嶋郁也） 今回の学校使用料は現行の条例の改正ということですが、現行の校庭が無料になった経緯は詳しくは分かりませんが、これまでも校庭は無料できているということです。ただ実際、学校の使用料徴収条例を適用した例は近年ありません。教育的な目的で使用すれば、無料、減免となりますので、民間が借りている事例はずっと無いと思います。

○委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） それでは報告第35号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認めます。よって報告第35号は承認されました。

・報告第36号について

○委員長（山科 實委員） 次に報告第36号臨時代理の報告、弘前市教育センター条例の一部を改正する条例案について審査します。

○教育センター所長（佐藤忠浩） 報告第36号弘前市教育センター条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

4枚目の新旧対照表で説明いたします。教育センター有料施設使用料につきましては、施設すべての使用料が改定の対象となり、右側に記載の現行の教育センター有料施設使用料を、左側に記載の額に改定しようとするものであります。

なお、改定額の算定方法は、現行の税込料金を現在の税率5%で割り戻し、8%を付加し、10円未満を切り捨てております。説明は以上です。

○委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○5番（佐藤紘昭委員） 使用料以外で、センターの研修室の稼働率は研修室によってだいぶ違いがあるのですか。

○教育センター所長（佐藤忠浩） 大きさが異なるということで違いはあるようですが、詳しいデータは持っていません。

○5番（佐藤紘昭委員） 空きがあるのであれば、子どもたちが下で勉強しているので、B i . B i っとスペースだけでなく、将来的にもっと開放できる時間とか部屋がないのかなと思うので、稼働率を調べておいてください。

○教育センター所長（佐藤忠浩） 承知しました。

○委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） それでは報告第36号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認めます。よって報告第36号は承認されました。

・報告第37号について

○委員長（山科 實委員） 次に報告第37号臨時代理の報告、弘前市立公民館条例の一部

を改正する条例案について審査します。

○生涯学習課長（佐藤賢也） 報告第37号弘前市立公民館条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

7ページ目からの、新旧対照表で説明いたします。中央公民館3館と地区公民館12館の使用料につきましては、施設すべての使用料が改定の対象となり、右側に記載の現行の使用料を、左側に記載の額に改定しようとするものであります。

なお、改定額の算定方法は、現行の税込料金を現在の税率5%で割り戻し、8%を付加し、10円未満を切り捨てております。説明は以上です。

○委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○4番（前田幸子委員） 公民館によって、名称が違うさまざまな部屋があり値段も違っているのですが、これは名称が同じでも広さが違うということですか。

○生涯学習課長（佐藤賢也） 確かにそれぞれ微妙に値段が違います。使用料の設定は面積按分という形での各部屋の面積の違いということで出来ているのかなと思います。

○1番（山科 實委員） 基準は面積に応じてという1点だけですか。

○生涯学習課長（佐藤賢也） それと後は、維持管理費も含んだ中で、施設によって額も違ってくるかと思えます。全体の管理費の違いというものも影響していると考えます。

○4番（前田幸子委員） 例えば、石川公民館の調理室が520円ですね。堀越公民館の調理室が400円、千年公民館の調理室が460円と本当に微妙に違いがでていて、やはり部屋の大きさですか。

○生涯学習課長（佐藤賢也） 単純に考えれば一律に出来ればいいでしょうけれども。

○4番（前田幸子委員） 私たちも現実にその場所を一つ一つ見たわけではないので、あれは確かに520円だとか、460円だとかいう感じを持ってないので分からないから何とも言えませんが。

○1番（山科 實委員） 同じ中央公民館でも、工作実習室と調理実習室と全く使用意図も違うし、備えている設備も違うかと思いますが、多分広さが同じなのでしょう。全く同じ値段になっていますよね。

○5番（佐藤紘昭委員） 公民館は地域活動の拠点ということから考えれば、より地域の人たちに使ってもらおうという方向で、他市町村、せめて青森、八戸あたりの単価とどのくらい違うのか少し調べておいてもらって、極力、地域の方々が使いやすいような価格にしていくような努力も教育委員会としてはやっていたかなければと思います。特にこれだけ高齢化してきているので、中長期的な期間で検討することも必要かとも思います。

○生涯学習課長（佐藤賢也） 公民館は地域活動の拠点のであり、地域活動を行う団体等については無料で、その他にも一般的に貸館的な形での利用もできますので、それについての利用を考えていただければと思います。

○委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） それでは報告第37号を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(山科 實委員) ご異議ないものと認めます。よって報告第37号は承認されました。

・報告第38号について

○委員長(山科 實委員) 次に報告第38号臨時代理の報告、弘前市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例案について審議します。

○生涯学習課長(佐藤賢也) 報告第38号弘前市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

4枚目の、新旧対照表で説明いたします。農村環境改善センターの使用料につきましては、この表にもありますとおり水泳プールが無料です。この水泳プールを除き使用料が改定の対象となり、右側に記載の現行の使用料を、左側に記載の額に改定しようとするものであります。なお、改定額の算定方法は、現行の税込料金を現在の税率5%で割り戻し、8%を付加し、10円未満を切り捨てております。説明は以上です。

○委員長(山科 實委員) ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○1番(山科 實委員) 農村環境改善センターというのは、普段の稼働率、活用団体はどのようなところでよく借りているのですか。

○生涯学習課長(佐藤賢也) 使用している団体は、基本的には先ほど公民館のところでも話しましたが、公民館活動に使われていると思います。ただ他の部分については公民館に当たらない部分ですけれど、一般の葬式とか農協とか一般の事業で借りられています。稼働率自体はそんなに多くはないと感じています。詳しい資料については、持ち合わせていません。

○4番(前田幸子委員) 水泳プールが無料だというのはどういうきっかけですか。

○生涯学習課長(佐藤賢也) 無料になった経緯は、はっきり分からないのですが、ここになぜプールがあるかということですが、この地区に草薙小学校があります。草薙小学校に学校プールがありません。その関係で造られたのかと思われます。

実際、学校プールとして使うだけでなく一般にも開放しています。今はほとんど学校プールですが、広く地域の人にも使ってもらいたい、学校プールの代わりにも使ってほしいということでの無料かと思います。

○5番(佐藤紘昭委員) 私も3年半前に来たとき、どうして農村環境改善センターなのかと思い、そして生涯学習課が所管して社会教育の拠点施設として使っている。プールは夏休みに子どもたちがたくさん使っている。

これは農林省の補助金を貰っているからでしょうか。何年か経ったらというのは無いのですか。

○生涯学習課長(佐藤賢也) 農林省管轄の補助金を活用して建てたと聞いていました。建ててから相当経っていますので、実は条例そのものがいらぬのではないかという話がありまして、その方向で一時動いたという事です。ただ、農林サイドで確認したところ、期限が過ぎても条例を無くして新たに社会教育施設という扱いは出来ないと

いうことで、このまま条例は生きると聞きました。

普通、起債の償還期限が過ぎた場合はあるのですが、これは該当しないということです。

○4番（前田幸子委員） 名称がちょっと馴染まないのではと思います。昔は地区の人たちがいっぱい利用してよかったかもしれませんが、今は子どもたちが使っているとするれば、名称替えは出来ないのですか。

○生涯学習課長（佐藤賢也） 出来ません。

○4番（前田幸子委員） 小学生が農村環境改善センターに行くと言うセリフは馴染まないでしょうけど。

○委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） それでは報告第38号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認めます。よって報告第38号は承認されました。

・報告第39号について

○委員長（山科 實委員） 次に報告第39号臨時代理の報告、弘前市学習情報館条例の一部を改正する条例案について審議します。

○生涯学習課長（佐藤賢也） 報告第39号弘前市学習情報館条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

4枚目の、新旧対照表で説明いたします。学習情報館の使用料につきましては、施設すべての使用料が改定の対象となり、右側に記載の現行の使用料を、左側に記載の額に改定しようとするものであります。なお、改定額の算定方法は、現行の税込料金を現在の税率5%で割り戻し、8%を付加し、10円未満を切り捨てております。説明は以上です。

○委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○4番（前田幸子委員） 全日、1日いっぱい結構高めですね。工芸室とか、大会議室は。

○1番（山科 實委員） さっきの全体説明では、午前、午後、夜間、全部足したものが全日になるということですね。

○4番（前田幸子委員） 正しい値段というか、妥当ですか。

○教育政策課長（櫻庭 淳） 正しいというか、先ほども出ましたが面積もありますけれど、建物を建てたときの建物の値段といいますか、その部分もありますので、全て加味されてくると思うので、新しい施設であれば高めになるかと思えます。それから、工芸室だと付随した道具、工具があれば、その分も付加されて高めになるのではと思います。

○4番（前田幸子委員） そこには焼き物の釜がありますけれど、さらに借りればプラスされるのですか。

- 生涯学習課長（佐藤賢也） 大変申し訳ありません。このことについては、ちょっとわかりません。施設の備品部分ですので、設備を新たに借りるとなればそれなりの料金を規則で定めているのでその中にあるとは思いますが、はっきりとわかりません。
- 1番（山科 實委員） そのところを後で確認しておいてください。
- 委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） それでは報告第39号を承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認めます。よって報告第39号は承認されました。
- ・報告第40号について
- 委員長（山科 實委員） 次に報告第40号臨時代理の報告、弘前市相馬ふれあい館条例の一部を改正する条例案について審議します。
- 生涯学習課長（佐藤賢也） 報告第40号弘前市相馬ふれあい館条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。
4枚目の、新旧対照表で説明いたします。相馬ふれあい館の使用料につきましては、10円未満を切り捨てるため税率が変わっても、使用料が変わらない部分があります。それらを除き改定の対象となり、右側に記載の現行の使用料を、左側に記載の額に改定しようとするものであります。なお、改定額の算定方法は、現行の税込料金を現在の税率5%で割り戻し、8%を付加し、10円未満を切り捨てております。説明は以上です
- 委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。
- 4番（前田幸子委員） 他の館とは違い、医務室というのがありますが、これはどういう基準なのですか。医務室の金額は。薬とか絆創膏などがあって、何かした時に自由に使ってよいと言う意味の医務室ですか。
- 生涯学習課長（佐藤賢也） 医務室については分かりませんが、この施設は相馬ふれあい館になる前に旧相馬村の時ですが、保健・福祉関係の施設ということで、医務室が残っているのかと思われま。今現在、相馬ふれあい館については改修するという事で、各部屋の間取りが相当変わってきます。無くなる室名もありますので、その時には医務室は無くなる予定です。
- 1番（山科 實委員） いわゆるこれは救護室のような医務室ではないですね。
- 生涯学習課長（佐藤賢也） はい。
- 1番（山科 實委員） これは新しいふれあい館ができると、ここが全部変わってくるということですね。
- 生涯学習課長（佐藤賢也） 変わってきます。面積も違ってくるし、その時にまた料金の見直しをすることになるかと思っています。
- 5番（佐藤紘昭委員） ここを使う人はほとんど地域の人々ですから、改修しないとすれば尚更ですが、この金額一律でいいのではないかということも検討してもらいたい。

広さによって単価が決まるので良いのか。あの地域の地域活動の高齢者の方は無料だとは思いますが、あの地区で本当に数少ない施設なので、他と同じような扱いというのが私の中では疑問があるので、少し研究をしてみませんか。

○生涯学習課長（佐藤賢也） はい。

○委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） それでは報告第40号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認めます。よって報告第40号は承認されました。

・報告第41号について

○委員長（山科 實委員） 次に報告第41号臨時代理の報告、弘前市文化財施設条例の一部を改正する条例案について審議します。

○文化財課長（小野 俊彦） 報告第41号弘前市文化財施設条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

3枚目の、新旧対照表で説明いたします。仲町伝統的建造物群保存地区の公開武家住宅4棟の使用料につきましては、施設すべての使用料が改定の対象となり、右側に記載の現行の使用料を、左側に記載の額に改定しようとするものであります。

なお、改定額の算定方法は、現行の税込料金を現在の税率5%で割り戻し、8%を付加し、10円未満を切り捨てております。説明は以上です。

○委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○4番（前田幸子委員） 前にも聞いたことがあるかと思いますが、ちょっと忘れたのですが、住宅それぞれの値段の違いは面積でしたか。

○文化財課長（小野俊彦） この金額の違いは、使用する施設の使用の畳の枚数によって違います。それぞれ大きさ、畳の枚数が違ってきますので、このような違いが出ています。

○4番（前田幸子委員） 土間は入らないのですか。

○文化財課長（小野俊彦） 土間は入っていません。畳のみです。

○4番（前田 幸子委員） なぜですか。

○文化財課長（小野俊彦） 使用するのは部屋ということですので。

○1番（山科 實委員） たまたま旧梅田家と旧笹森家は同じ数ということですか。

○文化財課長（小野俊彦） そうです。使用する部屋の畳の数が同じです。

○5番（佐藤紘昭委員） この4住宅のその後の使用者の数の違いがかなり出ていますか。

○文化財課長（小野俊彦） 始めたのが今年度10月ですので、正式に料金を支払って使用したのは1件のみです。使用されたのは伊藤家住宅が1件と記憶しています。

○1番（山科 實委員） 小・中学校等の使用はありましたか。

○文化財課長（小野俊彦） 見学でお出でになるというのがあります。ただ、部屋を占有して使用するという事はありません。

- 委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） それでは報告第41号を承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認めます。よって報告第41号は承認されました。
- ・報告第42号について
- 委員長（山科 實委員） 次に報告第42号臨時代理の報告、弘前市立博物館条例の一部を改正する条例案について審議します。
- 博物館長（土谷伸夫） 報告第42号弘前市立博物館条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。
3枚目の新旧対照表で説明いたします。この使用料はいわゆる貸館で全館を借りる方、基本的にはマスコミ各社を対象にしていますが、その使用料です。
現行の44,000円を消費税等を上乘せして45,250円にしようとするものです。
なお、改定額の算定方法は、現行の税込料金を現在の税率5%で割り戻し、8%を付加し、10円未満を切り捨てております。説明は以上です。
- 委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。
- 1番（山科 實委員） 改修が進んで新しくなりますが、そのことに伴って料金が変わるということはないのですか。
- 博物館長（土谷伸夫） 建物の展示室の部屋の大きさは変わりありませんので、変更する事はありません。
- 委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） それでは報告第42号を承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認めます。よって報告第42号は承認されました。
- ・報告第43号について
- 委員長（山科 實委員） 最後に報告第43号臨時代理の報告、弘前市鳴海要記念陶房館条例の一部を改正する条例案について審議します。
- 博物館長（土谷伸夫） 報告第43号弘前市鳴海要記念陶房館条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。
3枚目の新旧対照表で説明いたします。現行の利用料金は、1人1回500円と規定されていますが、これを消費税増税分を上乘せして510円にしようとするものです。なお、改定額の算定方法は、現行の税込料金を現在の税率5%で割り戻し、8%を付加し、10円未満を切り捨てております。説明は以上です。
- 委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。
（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） それでは報告第43号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認めます。よって報告第43号は承認されました。

・議案第44号について

○委員長（山科 實委員） 次に議案第44号弘前市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則案について審議します。

○学校企画課長（北嶋郁也） 議案第44号弘前市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則案についてご説明いたします。

提案理由ですが、弘前市立弥生小学校を弘前市立船沢小学校へ統合するとともに、弘前市立修斉小学校及び弘前市立草薙小学校を統合し新たに弘前市立裾野小学校を設置するため、当該学校の通学区域について所要の改正をしようとするものであります。

添付の新旧対照表により改正の内容を説明いたします。表の右側がこれまでの規則で、左側が改正後の規則です。学校毎の通学区域が規定されています。

まず、別表第1号、小学校の表中、右側、修斉小学校、十面沢、十腰内及び、草薙小学校、貝沢、大森の項を、左側、裾野小学校、貝沢、大森、十面沢、十腰内に改めるとともに、左側、船沢小学校の項中、中別所の次に、弥生、百沢の一部を加え、右側、弥生小学校の項を削除するものです。

また、第2号中、中学校の表中、右側、裾野中学校の項中、修斉小学校、草薙小学校を、左側、裾野小学校に改めるとともに、右側、船沢中学校の項中、弥生小学校を削除するものであります。

議案の方にもどっていただき、下の方の附則です。施行期日ですが、弥生小学校を船沢小学校へ統合することによる改正規定は平成26年4月1日から、その他の改正規定、すなわち、裾野小学校を設置することによる改正規定は、平成28年4月1日からとするものであります。説明は以上です。

○委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○5番（佐藤紘昭委員） 今回の場合は、修斉と草薙が統合するので両方の学区を裾野小学校学区にすればよいのですが、これからの地区意見交換会の中で、例えば、草薙小学校が統合校になったときに、小友小学校区の方が近くなる子どもたちが出てくることもあるので、地区意見交換会の時に十分、地域の方々の話を聞いて通学区域を検討する必要も出てくるのではないかと思いますので、その辺は十分、地域住民、保護者の意見を汲み取ってほしいと思います。

現に、小友学区で草薙にそういう子が1人いたのではないかと思いますので、子どもたちにとってより負担の少ない通学区域を考えていく必要があるので、推進監に是非お願いします。

○1番（山科 實委員） 改正規定の施行まではまだ2年ありますので、その間に少し住民の皆さんの声を集めておいていただければと思います。

- 4番（前田幸子委員） 弥生、百沢の一部という表現の仕方が、何か具体的に出す方が
良いのではないかと思いますのですが、どういうものですか。
- 学校企画課長（北嶋郁也） 百沢の地域は百沢小学校に通っている地域もありますので、
その関係で一部という言葉を使っています。ですから、百沢小学校の通学区域にも百
沢の一部という表現があります。
- 細かくやれば他の区域にもこういう表現をされているところがありますので、そこ
までは表記しないこととなります。
- 4番（前田幸子委員） 記載できないぐらいに、細かくなりすぎるのですか。
- 学校企画課長（北嶋郁也） 補足すれば、市内であれば大字何丁目とか細かく見られる
のですが、農村部はどうしてもこうならざるを得ません。
- 1番（山科 實委員） 同じ呼び名の地名の中でも違うということですか。
- 4番（前田幸子委員） 例えば、相馬小学校のところを見れば、かなり細かいでしょう。
初めて聞くような地名もたくさんあるので、本当はあった方が便利だと思いました。
- 教育政策課長補佐（鳴海 誠） 関連しまして、弥生小学校の区域も百沢字東岩木山と
いう小字です。それから、百沢の小学校の通学区域になっている所も同じ、字東岩木
山、小字では全く同じということで、非常に広い範囲ということでやむなくこのよう
に一部という表現をしているものと思われまます。
- 岩木山神社より少し上がった、百沢、嶽よりの辺も東岩木山です。それから、弥生
地区の方も同じですから。このような事情があります。
- 5番（佐藤紘昭委員） 弥生だったら、上弥生と弥生と杉山に分かれています。
- 教育政策課長補佐（鳴海 誠） 上弥生というの、いわゆる通称と言いますか、町会
名ですので、正式には百沢字東岩木山の一部になります。
- 1番（山科 實委員） 町会名とそれは違うのですね。
- 委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） それでは議案第44号を可決することにご異議ありませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第44号は原案どお
り可決されました。
- ・議案第45号について
- 委員長（山科 實委員） 次に議案第45号弘前市教育委員会公印規則の一部を改正する
規則案について審議します。
- 教育政策課長（櫻庭 淳） 議案第45号弘前市教育委員会公印規則の一部を改正する
規則案について、ご説明します。
- 提案理由は、弘前市立弥生小学校を弘前市立船沢小学校へ統合するとともに、弘前
市立修斉小学校及び弘前市立草薙小学校を統合し新たに弘前市立裾野小学校を設置す
ることに伴い、関係規定を整理するため、所要の改正をしようとするものであります。
- 議案の内容につきましては、3枚目の、新旧対照表で説明いたします。1枚目の表

の右側、旧の学校の印の部、弘前市立修斉小学校之印の項と、弘前市立草薙小学校之印の項を新たに、左側の弘前市立裾野小学校之印に改め、加えて、弘前市立弥生小学校の印を削ります。

次に、新旧対照表の2枚目をご覧ください。これも同じように旧からいきますと、学校長之印の部です。弘前市立修斉小学校長之印の項と弘前市立草薙小学校長之印の項を、左側、新の表のとおり、弘前市立裾野小学校長之印に改めるとともに、弘前市立弥生小学校長之印の項を削るものであります。

議案にもどっていただきます。議案の2枚目、附則であります。施行期日を定めてあります。弘前市立弥生小学校之印及び弘前市立弥生小学校長之印を削る改正規定は、平成26年4月1日から、また新たに、弘前市立裾野小学校之印及び弘前市立裾野小学校長之印を設ける改正規定は平成28年4月1日から施行しようとするものであります。以上であります。

- 委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。
- 1番（山科 實委員） この件に関しては何度も話会ってきたので、それに関わる事務的なことなのでいいのですが、無くなる公印がありますけど修斉、草薙、弥生も使わなくなりますが、その使わなくなった印鑑を例えば新しい校舎の校長室の一部に歴史の一つとして保管して置くことは、規則上できないものですか。
- 教育政策課長（櫻庭 淳） 問題ないと思いますが。基本的には使わないものは、廃棄ということになっていますが、そのような利用ができるのであれば問題ないことかと思えます。
- 1番（山科 實委員） 学校とか地域の人の意見もあるでしょうけれども、残しておいてもいいのではないかと思います。
- 教育政策課長（櫻庭 淳） そのような方向で検討したいと思えます。
- 5番（佐藤紘昭委員） これに限らず、校旗とか校章とかも検討していただければ。
- 教育政策課長（櫻庭 淳） はい、分かりました。
- 委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（山科 實委員） それでは、議案第45号を可決することにご異議ありませんか。
- （「異議なし」の声あり）

- 委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第45号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成25年第17回教育委員会会議を閉会いたします。

午後2時20分 閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課主幹兼総務係長 中田 和人

弘前市教育委員会

委員長 山 科 實

署名者 土 居 真 理

署名者 前 田 幸 子